030515

高知県介護支援専門員連絡協議会会則

第1章　総則

（名称）

第１条　本会は、高知県介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

（事務局）

第２条　本会は、事務局を理事会の定める所に置く。

２　事務局の体制、任務、その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第2章　目的及び事業

（目的）

第３条　本会は、介護支援専門員が相互に連携を図り、職業倫理の高揚と資質の向上に努めるほか、介護保険に関する知識及び技術の普及により高知県の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため､次に掲げる事業を行う。

(1) 介護支援専門員の資質の向上を目的とした研修会等の開催に関する事業

(2) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要な情報の収集及び提供に関する事業

(3) 会員相互の交流及び情報交換等に関する事業

(4) 関係機関及び関係団体との連絡調整等に関する事業

(5) その他本会の目的の達成のために必要な事業

第３章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、正会員と賛助会員をもって構成する。

２　正会員は、次の各号に掲げるものとする。

高知県内に住所を有しているもの、又は高知県内の事業所に勤務しており、介護保険法施行令第69条の2の規定により、介護支援専門員として登録されたもの

３　賛助会員は、前項に定めるもの以外で、本会の目的に賛同する個人及び団体等とする。

（入会）

第６条　前条第2項に掲げるものが本会に入会しようとするときは、別に定める入会申込書に1年分の会費を添えて本会に提出しなければならない。

２　前条第3項に掲げるものが入会しようとするときは、別に定める入会申込書に1年分の会費を添えて本会会長に申込み、理事会の承認を得なければならない。

３　本会会長は、前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって申込みをしたものに通知しなければならない。

（会費）

第７条　正会員及び賛助会員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

個人年会費5,000円

(2) 賛助会員

ア　個人年会費5,000円

イ　団体年会費10,000円

２　前項の会費は、年度途中から入会する場合においても同額とする。

（退会）

第８条　会員は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

２　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

(1)　入会した会員が死亡したとき。

(2)　正当な理由がなく会費を、当該年度末までに納入しなかったとき。

（除名）

第９条　本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、理事会の議決を経て、除名することができる。この場合において、会長は、あらかじめ、会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第10条　会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、原則として返還しないものとする。

第４章　役員

（役員）

第11条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長3名

(3) 理事20名以内

(4) 監事2名

２　理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

３　会長、副会長は、理事会において互選する。

４　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第12条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位に従いその職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

４　監事は、本会の会計及び会務の執行状況を監査する。

（応急処分）

第13条　会長は、理事会の議決を要する事項のうち、緊急を要すると認められる事項について応急処分をすることができる。

２　前項により応急処分をした事項は、次の理事会で承認を得なければならない。

（任期）

第14条役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第15条　役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても総会の議決により解任することができる。この場合において、会長は、あらかじめ、本人に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（顧問等）

第16条　本会は、理事会の議決により顧問、相談役を置くことができる。

２　顧問、相談役は、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第５章　総会

（種別）

第17条　本会の総会は、定時総会と臨時総会とする。

（構成）

第18条　総会は、正会員をもって構成する。

（付議事項）

第19条　総会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告書及び決算の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

（招集及び開催）

第20条　総会は、会長が招集する。

２　定時総会は、毎年1回開催する。

３　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上のもの若しくは監事全員から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

４　会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、請求を受理した日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

５　総会を招集するときは、会員に対し会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

6 災害時や緊急時のやむを得ない場合には理事会で議決し、開催を延期もしくは中止する。

（議長及び副議長）

第21条　総会の議長及び副議長は、その総会において、出席会員の互選により選出する。

（定足数及び議決要件）

第22条　総会は、構成員の3分の1以上の出席により成立する。

２　総会の議事は、出席者の過半数の賛成により議決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 　災害時や感染拡大等の緊急時やむを得ない場合に総会を開催できないと判断された場合は書面による承認を持って議決とする。

4　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状により代理人に表決を委任することができる。この場合において本条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第23条　会長は、総会で議決又は承認した事項を会員に知らせなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第24条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第25条　理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会議決事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務執行に関する事項

（招集及び開催）

第26条　理事会は、会長が招集する。

２　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 理事の過半数又は監事全員から、会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

３　会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、請求を受理した日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

（議長）

第27条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数及び議決要件）

第28条　理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

２　理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを議決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

３　監事は、理事会に出席して質問し又は意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第７章　委員会及び職域部会

（委員会及び職域部会の設置）

第29条　本会は、本会の目的を達成するため別に定めるところにより委員会及び職域部会を置くことができる。

第８章　会計及び財産

（会計）

第30条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（運営経費）

第31条　本会の運営に要する経費は、次に掲げる収入による。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

（決算及び監査）

第32条　本会の収支決算は、決算終了後3月以内にその年度末における財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第９章　会則の変更及び解散

（会則の変更）

第33条　この会則の変更は、理事会の発議により、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

（解散）

第34条　本会を解散しようとするときは、理事会の発議により、総会において出席者の3

分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

第10章　雑則

第35条　この会則に定めのない事項及びこの会則の施行に必要な事項は、会長が定める。

附則

１　この会則は、平成15年10月11日から施行する。

２　第14条の規定にかかわらず、設立当初の役員の任期は、平成17年の総会までとする。

３　第30条の規定にかかわらず、本会設立当初の会計年度は、設立総会の日から平成16年3月31日までとする。

４　この会則は、平成20年6月15日から施行する。

５　この会則は、平成21年6月7日から施行する。

６　この会則は、平成22年3月19日から施行する。

７　この会則は、平成22年5月15日から施行する。

８　この会則は、平成25年５月25日から施行する。

９　この会則は、平成27年５月30日から施行する。

10　この会則は、平成28年５月22日から施行する。

11　この会則は、令和 2年5月23日から施行する。

12 この会則は、令和 3年5月15日から施行する。